

法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類（平成15年10月10日）

I. 法科大学院設置の趣旨及び必要性

1. 教育上の理念・目的

21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく、法的に明確な解決が図られることが必要である。このような法化社会においてこれを支え推進するのは、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹である。名古屋大学大学院法学研究科に設置される実務法曹養成専攻（以下、「名古屋大学法科大学院」という。）の第1の教育の理念・目的は、こうした法曹を養成する点にある。

自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待される。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国との強い絆を有している。これらのアジア諸国は将来、巨大な市場として発達する無限の可能性を秘めているにもかかわらず、我が国の法曹界にはこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にある。しかし

(20) 法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

今後は、国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院の第2の教育の理念・目的は、こうした法曹を養成する点にある。

名古屋大学が位置する中部地区においても、家族法や契約法に関する問題に留まらず、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、医療に関する問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関連した多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ法的に解決するためには、一方では市民生活に関連する分野について広範な知識を有する法曹が必要とされる。他方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁し、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートを必要としており、この分野で活躍しう能力を持った法曹が強く要求されている。本法科大学院の第3の教育の理念・目的は、中部日本における基幹大学として、広範な知識を基礎に置きながらも、企業法務や行政問題等の得意な専門領域を持った、バランスの取れた法曹を養成する点にある。

2. 養成される法曹の特色

こうした教育の理念の下に、次のような特色を持った法曹を養成する。

第1に、国際社会の中で積極的に活動することのできる法曹である。一般に国際社会というと、伝統的にはビジネスの点でつながりの強かった欧米を指しているが、名古屋大学法科大学院では、この分野を重視しながらも、さらにアジア諸国の法律政治について関心と基礎的能力を有する法曹を養成する。これまでの大学間の学術交流協定や法整備支援事業の経験を活かし、渉外法務を担当する法曹の育成に留まらず、アジア地域での法整備事業にかかわる法曹の育成をも目指している。

第2は、企業法務に強い法曹である。名古屋大学法学研究科はこれまでも、トヨタ法務会議から派遣される連携教員の協力を得て、中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシ

ップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。これらの経験をもとに、法科大学院でも中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を図る。

第3は、我々の身の回りに生じる市民生活上の法律問題に関する十分な専門知識を有する法曹である。名古屋大学法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等について様々な市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。これらの経験と蓄積を活かし、市民生活上、より重要性を増している福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通暁した法曹を育成する。

第4は、上の第1から第3に共通に、情報・IT技術に強い法曹の育成である。情報化の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の本質を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指している。

II. 教育課程編成の考え方及び特色

1. 教育課程編成の基本方針

(1) 法律基本科目の充実 企業法務専攻の教育課程は、企業法務学専攻の教育課程と名古屋大学法科大学院が目的とする、高度の専門性を有し、応用力のある法曹を養成するために、その基本となる法律基本科目を充実させる。法律基本科目のうちの実体法に係る科目群については、1年次に講義、2年次に演習を配置し、講義対象を反復しながら教育内容を次第に高度化させ、無理なく専門知識を習得することができるように、教育上の配慮がなされている。また、多様なバック・グラウンドを有する学生、

(22) 法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

法学教育以外の専門教育を受けた学生にも開かれた法科大学院として、1年次配当の法律基本科目については、法学未修了者を対象とする特設クラスを設け、学生の理解度に対応した授業を行ったり、TA(ティーチング・アシスタント)を活用するなどして、法学既修者と同様のレベルに到達できるように配慮している。

(2) 理論教育と実務教育の架橋

実務教育と理論教育とを架橋するために、次のような方策を講ずる。

①研究者教員と実務家教員の共同教育体制

多くの科目で研究者教員と実務家教員が共同で授業を運営する共同教育体制をとる。

共同教育には、次の2つのタイプがある。

(a)教材作成、教育方法の開発、授業について、研究者教員と実務家教員がチームを組んで担当するチームティーチング方式を採用する科目
総合問題研究(民法・刑事法)、ロイヤリング、エクスターンシップ、法曹倫理、模擬裁判、民事実務基礎、刑事実務基礎、企業法務など

(b)実務家教員(非常勤)が研究者教員と密接に連携しながら授業の一部を担当し、実務の観点から教育内容を補充する分担開講方式をとる科目

総合問題研究(公法)、労働法Ⅱ、環境法Ⅱ、知的財産法Ⅱ、知的財産法Ⅲ、ビジネス・プランニング、先端分野総合研究(医療過誤)など
こうした教育手法は、名古屋大学法学研究科の連携講座において、弁護士や企業法務の実務家との共同開講で既に実施されてきた手法を改良・拡大したものである。法科大学院の講義に非常勤で参加する実務家・専門家は、約30名を数える。

②実務教育科目と理論教育科目との連携の強化

各年次に実務基礎科目を配置し、理論教育科目と関連づけながら履修ができるようなカリキュラム設計を行っている。これに加えて、大学内での基本的な理論教育、大学外での実践教育、その後の大学内でのより高度の理論教育を行う教育手法を取り入れている。その中心となるのが、エクスターンシップである。

本法学研究科及び法学部は、2001年度からインターンシップ制度を正規授業科目として取り入れ、法曹養成に特化した具体的な教育内容を既に準備している。名古屋弁護士会や企業の法務部とも協議が行われており、法科大学院の学生定員の半分をエクスターンシップに送り出す体制が既にできている。

(3) 各科目群の配置に関する基本方針

以下の4つのステージに分けて、教育課程を編成している。

	〈各段階の教育目標〉
第1ステージ (1年次)	法律基本科目のうち実体法科目の基礎知識を習得する。また、法情報資料の探索方法と法情報を加工して資料を作成する基本技能を学ぶ。
第2ステージ (2年次前期～後期)	法律基本科目のうち実体法科目の応用力をつけ、手続法の基礎知識を習得する。
第3ステージ (2年次後期～3年次前期)	実務に関心をもち、実務の基本的技法を習得し、実体法科目と手続法科目を関連づけて学ぶ。また、専門性を獲得するために、モデル履修案を参考に展開・先端科目を学ぶ。
第4ステージ (3年後期)	引き続き、専門性を獲得するために、モデル履修案を参考に展開・先端科目を学ぶ。また、実体法科目と手続法科目の知識を統合する。加えて、法曹としての責任感・倫理観を育む。

〈24〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

2. カリキュラム編成の特色

名古屋大学法科大学院は、以上のような教育課程編成の基本方針にもとづいて、次のような特色あるカリキュラムを設計している。

①法律基本科目群

〈開設科目〉

公法系・12単位、民法法系・34単位、刑事法系・12単位

=全科目58単位必修

本法科大学院では、法曹に必要な応用能力を身につけるためには、法律基本科目の完全な習得が不可欠であるという考え方に基づいて、標準よりも多い58単位の履修を義務付けている。特に「公法総合」・「民法総合」を開講し、3年標準コース・2年短縮コース共に必修科目として配置し、総合力の育成をねらいとしている。

②実務基礎科目群

〈開設科目〉

リーガルリサーチ&ライティング*、法曹倫理*、民事実務基礎*、
刑事実務基礎*、ロイヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判、
法文書作成Ⅰ、法文書作成Ⅱ

=*を付した科目9単位が必修

本法科大学院では、従来の司法研修所での前期集合教育の一部に匹敵する教育を行うとともに、法科大学院における理論教育と司法研修所での実務研修を円滑に橋渡しができるように、設立時から必修科目9単位を配置する。先に示した4つのステージの各段階の教育目標に応じて、実務基礎科目を各年次に配置している。

③基礎法学・隣接科目群

〈開設科目〉

- ① 法学基礎理論グループ (法哲学、情報と法、法と心理学等)
- ② 法制史グループ (法制史Ⅰ (日本伝統法論)、法制史Ⅱ (日本近現代法論)、法制史Ⅲ (西洋法史論))
- ③ 外国法・国際法グループ (外国法研究序論、アジア法概論、EU統合論、英米法判例講読、国際法過程論、外書講読等)
- ④ 政治学グループ (国際政治学、NPOの理論とマネジメント、政治学)

①～④の合計 = 4単位が選択必修

優れた法曹として活躍するためには、法学の専門的知識の他に、幅広い基礎的な法学的・隣接科学的知見に裏打ちされた能力が不可欠である。法学・政治学の基礎に関する分野について法学研究科の教員の協力を得て多くの科目を設けており、これによって幅広く高い素養を持った実務家を養成する。とりわけ多様な基礎法分野と国際関係分野の科目を配置している。

- ④ 展開・先端科目群 (先端分野総論、先端分野概論、先端分野実務概論) (開設科目) ① 市民生活と法グループ (労働法、環境法、租税法、消費者法、地方自治法、消費者行政法、地方自治法等)
 - ② 企業活動と法グループ (先端担保法、知的財産法、経済法、企業法務等) ③ 民間法実務と法グループ (法務、保険法、証券取引法、破産法、民営化と法実務等) ④ 事業再生・会社更生法等)
 - ⑤ 国際社会と法グループ (国際私法、国際経済法適用論、国際人権法、国際法適用論、国際民訴訟法、国際仲裁法等)
 - ⑥ 先端分野総合研究グループ (医療過誤訴訟等)
- = 30単位が選択必修

自らの判断に基づき、法曹としての生き方や専門分野を模索し、将来

〈26〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

への手がかりを獲得するために、十分な基礎的教育の上に、先端分野について多様な選択科目を提供している。本法科大学院での法曹養成の特色に対応して展開先端科目群を3つにグループ化したモデル履修案を提示し、受講の際の便宜を図る。あわせて名古屋大学が総合大学である利点を活かし、他研究科の教員の協力を得ながらさまざま分野に関する先端分野総合研究を開設する。開設時には医療過誤訴訟を開講する。

⑤その他の科目群

法的問題解決能力の多面的な育成を目的として、最終学年に、総合問題研究(公法、民法、刑事法)を設ける。総合問題研究は選択科目であるが、法律基本科目と実務基礎科目を架橋し、3年間の学習をまとめるものとして、できるだけ履修することが望ましい。

3. 教育方法に関する特色

(1) ITを活用した双方向的・多方向的な教育方法

本法学研究科ではこれまでも、法情報学の教員を中心にITを活用した新しい教育システムの開発が行われてきた実績を基盤として、これを利用した授業方法の改善に取り組んできた。特に、科学研究費補助金「コンピューター・ネットワークを用いた法学教育の実践・評価システムの創生」によって、ITを利用した双方向的・多方向的な授業開発を進めている。これらは、本法科大学院のモデル授業のいわば部品(モジュール)となるツール群であり、その一部のモジュールを2001年度から既に実際の授業の中で利用しており、試行錯誤と改良を繰り返してきた実績がある。法科大学院においてもこれが積極的に活用され、双方向的・多方向的な教育が展開される。

(2) 教育実施の基本方針

本法科大学院は、従来の法学部・法学研究科の伝統を活かしながら、少人数教育と丁寧な学習指導を実施する。適正規模の少人数のクラス編成のゼミナールを設けることによって学生一人一人について、きめの細かい教育を行うことを基本とする。未修者3年コースの人数は、50名程度を想定し、1年次は原則2ユニットでクラスを構成する。既修者2年コースは、25名ないし30名を想定している。

また、当面は博士後期課程の学生の協力を得て、TA（ティーチング・アシスタント）制度を充実させ、ゼミナールや講義等での学習について日常的な相談・指導を行う。

4. 教育の柱となる領域（分野）

名古屋大学では、法科大学院を大学院法学研究科の1専攻である実務法曹養成専攻として設置する。実務法曹養成専攻は、次のような概要の2分野から成る。

基幹法学	現代社会の法は、国際環境、政治・経済・社会環境の大きな変化を反映して、多様化、複雑化、専門化している。こうした現代の法では、相矛盾する諸要素、あるいは多様な価値観の適切な調整が必要になっているが、その反面で近代以降に形成・展開してきた法の諸原理が依然として重要な役割を担っている。法曹を育てる教育は、何よりも法の基礎的な諸原理、考え方について体系的・総合的に理解をさせるものでなければならない。
応用先端法学	基幹的な法律科目の履修に加えて、先端分野や応用分野について国際性や専門性を伴う高度な法知識、思考力、問題解決能力を養うことが、法曹教育に求められるもう一つの重要な目的でもある。医療や介護等の領域における個人の自己決定の尊重、コーポレート・ガバナンスやグローバルイゼーションの中での新たな企業活動のルールの模索、情報化や男女共同参画社会に求められる行政機関と市民との新たな関係の構築、知的財産権の重視といった課題に対して、実務法学は対応を迫られている。

〈28〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

5. 教員組織

名古屋大学法科大学院に教員を22人配置する。

教育の柱となる領域(分野)との関係で、教員組織は次のようになる。

基幹法学：専任教授7名、実務家・みなし専任教授2名、専任・他専攻教授2名

応用先端法学：専任教授5名(内実務家2名)、実務家・みなし専任教授2名、専任・他専攻教授3名、専任・他専攻助教授1名

基幹法学の講座の教員は、法律基本科目の公法、民法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法を中心に教育を担当する。応用先端法学の講座の教員は、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目及び実務基礎科目の教育を担当する。

Ⅲ. 履修指導の方法及び履修モデル

1. 標準修業年限と単位数(修了要件)

(1) 標準修了年限

標準修業年限は3年とする。

入学時に既修者コース選抜試験に合格した者については、2年で修了することができる。

(2) 総単位数

法科大学院修了に必要な総単位を次のように定める。

法学未修者3年コースの修了必要単位 101単位

法学既修者2年コースの修了必要単位 73単位

(2) *法学既修者は、法律科目試験に合格することにより、1年次配当の法律基礎科目28単位の履修が免除される。

①法律基礎科目(憲法・民法・刑法・行政法) 28単位

(3) 必修単位数 101単位(うち100単位は法科大学院で履修)

①法律基本科目 58単位(公法系12単位、民事法系34単位、刑事法系12単位)

②実務基礎科目 9単位(裁判実務、検察実務、行政実務)

③基礎法学・隣接科目 4単位(憲法、民法、刑法、行政法)

④展開・先端科目 30単位(民法、刑法、行政法、労働法、消費者法、知的財産法、環境法、国際法)

(4) 既修得単位の認定 国内の法科大学院を卒業した者については、

本法科大学院においては、法学未修者については3年の、既修者については2年の、それぞれ一貫した教育体系で教育することを念頭に置いてカリキュラムを作成している。国内外の他の法科大学院を修了又は在籍している者が、本法科大学院に入学する場合にも、本法科大学院のカリキュラムを新たに受講しなければならない。

(5) 修了単位の考え方 法科大学院の修了単位数は、設置基準より8単位

本法科大学院の修了単位は101単位で、設置基準の93単位より8単位分多くなっている。それは、「公法総合」と「民法総合」を必修としたために法律基本科目の必修単位が58単位であること、及び実務基礎科目の必修単位を9単位としたことによる。これらは単以下のような理由に基づいており、履修上、各学年のキャップ制を考慮しても、十分に単位修得が可能であると考えている。

①「公法総合」は、後に学習する憲法と行政法の入門的な科目であり、まず公法全体について総合的に捉える視点を養成するための科目と位置付けて必修とする。また「民法総合」は、民法を総則、物権、債権といった形で分節的に学習した後にそれを複合的に理解する能力を身

〈30〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

に付けるための科目として必修とする。これらの科目の設定は本法科大学院の特色の一つである。

②実務基礎科目については、法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会『法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ』(平成14年1月22日)及び法科大学院協会設立準備会・カリキュラム・教育方法検討委員会『法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について(中間報告)』(平成15年2月1日)の提言を踏まえ、将来予定されている9単位相当程度の必修を当初から行う。先ず「法曹倫理2単位」、「民事実務基礎2単位」、「刑事実務基礎3単位」をそれぞれ必修とする。(「刑事実務基礎」での1単位の加算は、学期末に集中的なロールプレイ実習を盛り込むことにより、特に緊張関係が厳しい刑事における法曹3者の役割について十分な体得を図ろうとするものである。)加えて、情報・ITに強い法曹の養成を目標とする本学では「法情報調査」に相当する「リーガルリサーチ&ライティング2単位」を必修とし、特別な位置付けをもたせている。

2. 進級要件、各年次の取得単位数等

各年次において次の単位数を取得していない学生については、留年扱いとする。

法学未修者 1年次 28単位
2年次(法学既修者1年次) 57単位*
3年次(法学既修者2年次) 101単位*

*既修者については、単位免除された28単位分を含む。
キャップ制度を採用し、各年次において登録できる単位数の限度を、1年次、2年次(法学既修者1年次)には36単位、3年次(法学既修者2年次)には44単位とする。

各種教育活動の成果を定量的に評価する(資料 2 (31))

の「3. 履修指導の改善」に示すように、履修指導は、(1)「履修

3. カリキュラム編成と履修モデル案

の「3. 履修指導の改善」に示すように、履修指導は、

①将来の希望・目標に見合う形で、3つの履修モデルを提示する。②学生に対しては、入学時のオリエンテーションで、開講科目とモデルの例を示しながら、綿密な履修指導を行う。

③履修モデルの例を示す。④履修モデルの例を示す。

4. 厳正な成績評価の実施

①成績評価の厳正な実施は、目的達成の重要な要素である。

②双方向的・多方向的で密度が濃い授業を実施するためには、予習復習を前提とした講義・演習への積極的な参加を学生に求めることが必要である。このような学生の履修態度と各授業科目の到達目標の達成度を適正に評価するために、①成績評価の対象となる材料を選定し、②評価基準をある程度定量化するとともに、③これらを学生に明示する。④なお、成績評価のあり方については、FD活動の一環として、学務委員会を中心に各担当者会議と連携しながら、組織的に随時レビューする。

⑤成績評価のあり方については、FD活動の一環として、学務委員会を中心に各担当者会議と連携しながら、組織的に随時レビューする。

(1) 成績評価の対象の選定

(a)講義時の平常点(質疑応答の内容・適切さなど)、(b)履修中の定期的な小テスト又はレポート、(c)期末試験の中から、各授業科目の到達目標の達成度を測定するために最も適当な評価の材料を適宜選択し、組み合わせで行う。この場合の各教育科目の評価方法は、シラバスに記載される。

⑥評価基準を定量化するために、評価指標を定める。

⑦各教育科目の到達目標を達成するために必要な評価指標を定める。

(2) 成績評価の表記

①到達度による4段階評価

成績評価を点数化し、学修の達成度に応じて4段階で表記する。

(32) 法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

可 (C) : 各授業科目群ごとに定められる必要的評価項目について全て合格ラインに到達している場合 (100点満点で60点以上)

良 (B) : 各授業科目群ごとに定められる全ての必要的評価項目について合格ラインに到達し、かついくつかの項目で十分に到達している場合 (70点以上)

優 (A) : 各授業科目群ごとに定められる全ての必要的評価項目について十分に到達している場合 (80点以上)

特優(特A) : 優の内、特に優れている場合 (90点以上)

不可 (D) : 各授業科目群ごとに定められる必要的評価項目について全て合格ラインに達していない場合 (60点未満)

②成績分布

評価については、絶対評価を基準としながら、評価者によるバラつきをなくし公平さを確保するために、目処として合格者中の成績分布を次のようにする。

「特優」: 10%、「優」: 30%、「良」: 40%、「可」: 20%

なお、リーガルリサーチ&ライティング、エクスターンシップ及び模擬裁判については、合否で判定を行う。

(3) 評価方法等の公表

○成績評価の基準と方法については、各科目のシラバスに記載することによって事前に 学生に公表する。

○レポート等の評価方法については、随時講義等の中で説明する。

○評価結果及び講評を、掲示ないしはホームページにおいて公表する。

IV. 教員の資質の維持向上策

(1) 学生による授業評価の実施

本法学研究科では、1992年度から全学授業評価の一環として、また1999年度以降には研究科独自に、学部開講科目について学生による授業評価を実施してきた。2002年度からは、授業担当者に授業評価の結果を通知して自己点検の機会を提供するだけでなく、教授会において授業評価の結果を公表し、他の教員の授業評価結果と自分の授業評価の結果とを比較検討する機会を提供している。また、学務委員会が、教育内容・教育手法の改善を図るために、授業評価の分析結果、教学上の問題点や改善の方向性について教授会に報告し、議論している。

法科大学院においてもこの経験を活かしながら、法科大学院に新たに設けられる学務委員会を中心としたFD活動の一環として授業評価を実施する。

(2) 法科大学院用シラバスの改善とシラバス作成のための研修の実施

本法学研究科では、様式を統一したシラバス・シートを利用し、シラバス作成マニュアルに基づいて、各授業担当者が法科大学院の開講科目についてシラバスを設計し、教育内容と教育手法をどのようにデザインしたらよいか、また、シラバスで当該授業を十分に表現できているのかについて、開講科目の担当者に対してシラバス研修を行ってきた。毎年、講義内容の見直しを図るため、今後更にシラバスのバージョンアップを行っていく。

(3) 実務家と研究者教員による新たな教育手法の開発

現在でも実務家と研究者教員との連携・共同について研究が行われており、特に以下の3点について共同の成果が顕著に現れている。

(a)名古屋弁護士会及びトヨタ企業法務会議と本研究科との連携大学院

(34) 法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

制度を利用した教育実践。その成果として、まず2001年度からインターンシップを正規の授業科目として単位化した。このような経験から、法科大学院の実務基礎科目に実践教育の一形態であるエクスターンシップを開設当初から導入することが可能となっている。

(b)弁護士の連携教員によって、大学院の演習の一つとしての模擬裁判の実施。これには、2002年度に本研究科内に設置された模擬法廷が利用されている。

(c)法科大学院の設置が現実化した以降の、本学教員等と名古屋弁護士会との協議。民事法部会・刑事法部会・法曹倫理部会・ロイヤリング部会・先端科目部会に分かれてこの協議が定期的に続けられており、その中で教育内容・手法についての研究成果が結実している。これら成果の一部については、本学教員執筆による「法科大学院実務基礎選択科目の教育内容・手法①～⑥」として、NBL誌上で公表中である。

(4) ITを活用した双方向的・多方向的な授業の開発とその研修

法科大学院では限られた時間で多くの教育成果の実現が求められており、効果的な教授法と、授業時間外における学生に対する適切な学習法の指導が不可欠である。その方策として本法科大学院が重視しているのが、ITを活用した授業の展開である。本法科大学院の授業のモデルとなる新しい教育技法のマニュアルが作成されている。

現在は、法科大学院の開設に向けて、(a)各授業科目の教育内容に即した新システムの利用方法の研修会を引き続き行うとともに、(b)研修会に基づき、新教育ソフトウェアについて、各授業科目に適したカスタマイズとパッケージ化などが進められている。

(5) 教育の連携強化 (法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料)

本法科大学院では、研究者教員と実務家教員のそれぞれの教育上の利点を活かし、又弱点を補うために、次のような方策がとられる。

①授業の共同開講・共同運営 (法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料)

研究者教員と実務家教員がチームを組んで担当するチームティーチング方式、実務家(非常勤)が研究者教員と密接に連携しながら授業の一部を担当し、実務の観点から教育内容を補充する分担開講方式の科目がそれぞれ多く配置されている。

②研修の実施 (法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料)

実務経験をもたない教員に対する研修、あるいは実務家教員に対する教育方法の研修として、月1回のペースで現在、(a)前述したIT教育のほか、(b)模擬講義、(c)学生の成績評価の方法のあり方等について共同研修を行っている。法科大学院においても継続してこれを実施する。

③研究者教員の実務経験 (法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料)

本法科大学院に配置される研究者教員は、法制審議会などの各種審議会の委員、各種のADR機関の委員等を通じて実務に参画するなど、既に多様な実務経験を有している。実務経験のない教員には、こうした多様な実務経験の機会を保障するほかに、司法研修所等で行われる実務研修の機会を可能な限り利用させる。

④実務家教員の教育 (法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料)

(6) 教材開発 (法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料)
本法科大学院という新たな教育機関にふさわしい教材の開発については、他の法科大学院教員との共同の教材開発や、とりわけ実務基礎科目では引き続き実務家との協議を定期的に行うほか、実務家と共同教育体制を採用している法律基本科目、展開・先端科目でも、協議の成果を教材づくりに結実させている。

法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料(35)より引用
法科大学院の教育課程のあり方に関する調査資料(35)より引用

〈36〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

V. 法科大学院設置後の法学部・法学研究科の教育理念と教育体制

1. 法学部・法学研究科の再編の必要性

(1) 法学部の再編の必要性

法学部における法学や政治学の教育は、法科大学院の設置によってもなお維持する必要がある。と同時に、法学教育は、その目的と内容に応じて、法学部と法科大学院とで異なったものにならざるをえず、そのため法学部における法学教育の再編が不可欠である。また、大学院法学研究科での開講科目等との調整を図る必要がある。法曹養成を中心とする法律の実務教育は専ら法科大学院で行われることになるから、法学部での教育は、むしろ法学の基礎的素養を身につけさせることが中心となる。これまで学部段階で展開していた科目の中の先端的あるいは応用的なものは、新たに開設される法科大学院やその他の既設の大学院の課程で開講される。

その結果、学部段階での教育科目としては、まず法学領域では、基本六法を中心にした実定法の基礎的な部分を、また実定法の勉強に関連して、幅広くその文化的・歴史的基礎を明確に理解するための基礎的な部分を重視することとなる。政治学領域では、その基礎的な部分や応用的な部分が開講される。政治学科目は、狭く政治学を専攻する者のみに対する専門教育としてだけでなく、むしろ将来法曹として活躍しようとする者など法律職に就こうとする者にとっても社会科学の基礎的な素養として極めて重要な意味を持つ。

(2) 大学院法学研究科の再編の必要性

今日、我が国の社会は急速に〈法化社会〉へと変革を遂げつつあり、今後ますます法学・政治学についての高度の専門的知識や能力を有する

専門家の活躍が求められている。法律や政治に関連する専門職は決して法曹のみに限られるものではない。また、法学・政治学の研究者を目指す人々の教育が重要である。法科大学院の創設によって実務法曹の養成のあり方は大きく変わることになるが、法科大学院の設置の主要な目的は、あくまでも実務法曹の養成であり、法学研究者の養成を目的としていない。将来法科大学院が大きくその成果を上げるためには、高度な研究・教育能力を有する教員が継続的に養成されることが不可欠である。これらに加えて、近時の国際化の進展に伴って、我が国で、そして名古屋大学で法学・政治学の研究を希望する外国人留学生、とりわけアジア諸国からの留学生の増加は著しいものがある。我が国の基幹大学として名古屋大学がこれらの者に対する教育・研究の機会を与えることは、国際社会において課された重要な使命であるといえる。

法学研究科では、このような法学・政治学に関する高度な研究教育の要請に応じて、既存の法学研究科の〈法律・政治学専攻〉を改組する。

名古屋大学法学部教育研究報告 第10号(2017年) 資料目録2 (37)

2. 法学部のカリキュラムの再編

名古屋大学法学部教育研究報告 第10号(2017年) 資料目録2 (37)

(1) 法学部教育の理念とカリキュラムの再編

法学部の教育のミッションとして、「法学・政治学の基礎的教育を行うことを通じて、冷静で視野の広い社会科学的な分析力を養い、自主的に問題を発見しそれを解決する方向性を探ることができるような能力を涵養する」ことを掲げている。こうした理念を実現するために、法学部の教育科目を次のような方針で再編する。

(a) 法学・政治学について基礎を重視したものとする。そのために必要な科目を新たに展開するとともに、従来法学部で行っていた教育内容の一部(実務的な科目や先端科目の一部)を法科大学院又は既設の大学院に移す。

(38) 法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

- (b)法学部の教育に必要なプログラムを構築する上で、一定数の担当教員減に対して、教育内容をスリム化するという方向は取らない。とりわけ1・2年次の入門教育の段階で、場合によっては、既設研究科及び法学部の専任教員の負担をある程度増加させて対処する。
- (c)少人数教育を遂行するために、大学院の既設研究科及び法学部の専任教員によるゼミ開講制を維持する(約30ゼミの開講)。ゼミによる少人数教育の実を上げるために、従来はゼミ(演習)は8単位までしか単位認定されなかったが、12単位まで取得・認定可能とする。
- (d)卒業論文の執筆を推奨・そのための教育指導を充実させる(12単位)。

3. 大学院総合法政専攻の講座・教員組織・カリキュラムの再編

(1) 専攻の名称の変更

実務法曹養成を行う専攻として法科大学院が創設されることにより、既存の法学研究科では、主として理論研究と教育を中心にしながら、高度で専門的な科目を総合的に展開する。このような観点から、新たな専攻の名称も、総合的に法律・政治学を研究教育するのにふさわしく、〈綜合法政専攻〉とする。

(2) 綜合法政専攻の教育内容

綜合法政専攻の分野は、次のように編成される。

基幹法・政治学分野：法学と政治学、公法と私法を融合し、現代の法と政治の新たな体系の模索という統一的な視点から、複雑化した国家、社会、法に関する基礎的な教育研究を行う。

現代法システム論分野：現代社会における先端的、応用的な法分野に焦点を当てながら、他方方法を歴史的・理論

専攻の教育研究の方向性を明らかにし、体系的に分析する基礎法の教育研究を行う。

(4) 国際・比較法政分野：国際社会の新しい関係の構築に向けて、国際機関や各国はなお真摯な努力を続けており、法学・政治学の視点からこの問題にアプローチする。国際・比較法政分野の教育研究は、国際法政専攻の教育研究の方向性を明らかにし、体系的に分析する基礎法の教育研究を行う。

(3) 教員組織 専攻の教育研究の方向性を明らかにし、体系的に分析する基礎法の教育研究を行う。教員組織は、次のように編成される。

基幹法・政治学講座：教授 8 名、助教授 7 名

現代法システム論講座：教授 8 名、助教授 7 名

国際・比較法政講座：教授 8 名、助教授 5 名、講師 1 名

(4) 総合法政専攻博士前期課程のコース 専攻の教育研究の方向性を明らかにし、体系的に分析する基礎法の教育研究を行う。専攻の専攻の博士前期課程は、現在のコースを若干改編して、次の 3 コースによって構成される。

研究者養成コース：現在の研究者養成コースに対応する。

応用法政コース：従来の高度専門人養成コースにほぼ対応する。社会人の再教育のほか、公務員、パラリーガル領域、NGO・NPO などのセクターに進む専門的人材を養成する。

国際法政コース：従来の留学生特別コースを基礎にしたものである。従来、高度専門人養成コースで受け入れていた留学生をこのコースに統合する。授業はすべて英語で行われる。

(5) 総合法政専攻の教育編成 専攻の教育研究の方向性を明らかにし、体系的に分析する基礎法の教育研究を行う。

(5) 総合法政専攻の教育編成 専攻の教育研究の方向性を明らかにし、体系的に分析する基礎法の教育研究を行う。教育内容は、各コースの性格に合わせて、次のような編成方針をとる。
① これらのコースでの指導は、論文執筆に重点を置いたものとする。

〈40〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

具体的に論文を完成させることによって初めて学生は、資料の収集、徹底した思考、論理的な文章の作成能力の習得が可能となるからである。

(b)大学院前期課程のうち研究者養成コースと応用法政コースについては、演習のテーマ等によって、研究者コースのみ、応用法政コースのみ、両コースにまたがる演習をそれぞれ展開する。

(c)既設研究科専任教員の減少に対応して、開講する教育科目の見直しを行う。教育科目を精選するが、必要な科目についてはむしろ充実させる(とりわけ研究者養成コースについて)。

(6) 博士後期課程の再編

現在、博士後期課程は、研究者養成コース及び高度専門人養成コースに分かれているが、法科大学院の設置後も2コース制を維持する。ただし後者は、博士前期課程に合わせて応用法政コースと改称する。その結果、研究者養成コースと応用法政コースの2コース制になる。

研究者養成のために、実務法曹養成専攻(法科大学院)から博士後期課程に進学する道を開く。進学に際しては、研究遂行能力を見るために、学業成績のほかリサーチペーパー(2万字程度)も審査の対象とする。

VI. 法科大学院の入学者選抜

1. アドミッション・ポリシー

名古屋大学法科大学院に入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力(論述力)を有していることが求められる。それに加えて、法曹を目指すのに必要な、正

義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければならない。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力である。

更に法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければならない。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえる。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましい。入学者選抜に当たっては、こうした多様性が確保されるよう努める。

名古屋大学大学院法務研究科 法務研究科 資料 2 (41)

2. 社会人・非法学部出身者への対応

名古屋大学大学院法務研究科 法務研究科 資料 2 (41)

名古屋大学法科大学院は、社会人や非法学部出身者（法学部・法律学科以外の在学生・卒業生）について定員枠を特に設けることはしないが、入学者定員の約3割になるように、書類審査（とりわけ志願理由書と社会経験などを記した自己評価書）を重視して選抜を行う。ここでいう社会人とは、「学部を問わず、大学卒業後、5年以上、就業等の社会経験を有し、現在も社会人である者」をいう。また、法学部出身には、大学院法学研究科の修了者は含まれないものとする。

法科大学院での学習適性があるかどうかを判断する入学試験は、志願者に共通の試験として、そこでは特定の学部在校生・卒業生に有利あるいは不利とならないようにするために、法学の専門知識を問う試験は行わない。

名古屋大学大学院法務研究科 法務研究科 資料 2 (41)

(42) 法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

3. 試験内容

①第1次選抜試験

書類審査により第1次選抜試験を行う。その成績により、上位160名(定員の2倍)を第1次選抜試験合格者とする。この選抜試験の合格者判定において考慮の対象とされる書類は、次のとおりである。

- (a) 全国統一適正試験の成績
- (b) 志願理由書
- (c) 自己評価書
- (d) 学部の成績証明書

全国統一適性試験として、2004年度入試では独立行政法科大学入試センターの「法科大学院適性試験」を利用する。

書類(b)には、主に法曹を希望する理由を記載させる。

書類(c)については、学歴・経歴・資格、社会活動・経験(職歴、ボランティア活動を含む)やその他積極的に評価できる能力(語学力、留学経験、各種資格試験合格、日弁連法務研究財団実施の統一適性試験成績等)等の学業以外の実績を考慮する。

書類(d)は、幅広い分野における学業成績を考慮するための資料とする。

第1次選抜試験の配点を、統一適性試験：その他の書類審査=200点：100点とする。

②第2次選抜試験

第2次選抜試験は、第1次選抜試験合格者全員に対して共通に行う試験で、内容は読解力と論理的思考力を試す小論文試験である。

この小論文試験の成績を第1次選抜試験の成績に加えて判定し、定員数である80名の最終合格者を確定する(なお、後述の飛び入学制度を利用する場合には、第3次選抜試験があるので、この合格者については仮合格となる)。

第2次選抜試験の配点を、第1次選抜試験：小論文＝300点：100点とする。

4. 法学既修者（2年コース）の選抜

最終合格者80名のうち希望者は、更に法律科目試験を受験し、これに合格した者について、法学既修者として28単位（公法系科目6単位、民法系科目18単位、刑事法系科目4単位）が一括して免除される。部分的な科目免除は行わない。

法律科目試験は、1年次担当の法律分野である公法系科目（憲法、行政法）、民法系科目（民法、商法）及び刑事法系科目（刑法）の3科目群とし、上位から30名を目処に法律科目試験の合格者とする。

5. 飛び入学制度

①以下の2つの要件を充たす場合に、「飛び入学」を認める（学校教育法第67条第2項・名古屋大学大学院通則第11条第6号参考）。

- (a) 在籍年数の要件…大学に3年以上在籍していること。
- (b) 優れた成績であること。

学部2年後期までの成績（2004年度は3年前期までの成績）によって判断する。

②通常の選抜試験（第1次選抜試験・第2次選抜試験）に加えて第3次選抜試験を行う。

第3次選抜試験を実施するのは（2005年度以降）、出願時には、2005年度以降は2年後期までの成績評価しか出ていないために、10月に改めて3年前期までの成績により成績を判定する必要があるためである。

(44) 法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

③飛び入学を希望する者は、成績証明書その他の書類(在学証明書、教員の推薦書、当該大学の履修要覧)を提出して事前審査を受ける。要件としては、上記のように「大学に3年以上在籍していること」「優れた成績であること」の2つであるが、「優れた成績であること」とは、次の基準を満たす場合としている。

(1)平成16年度入学希望者は卒業に必要な単位の6割以上を取得していること、試験日程が早まる平成17年度以降の入学希望者は卒業に必要な単位の5割以上を取得していること。

(2)取得単位中の「優」の割合が2/3以上あること(可は優から減算され、落とされる)。

(3)推薦者が特に優秀である旨を証明していること。

飛び入学の希望者は、この基準を満たしていると判断された後に入学願書を提出できる。

6. 試験日程

①2004年度(予定案)

2003年12月(又は2004年1月) 第1次選抜試験実施

2004年1月(又は2月) 第2次選抜試験実施

2004年2月 法学既修者選抜試験実施

②2005年度以降

2004年8月 第1次選抜試験実施

2004年9月 第2次選抜試験実施

2004年10月 飛び入学希望者第3次選抜試験実施

法学既修者選抜試験実施

7. 試験の公平性・透明性への対応

入学試験は、透明で、かつ公平なものでなければならない。名古屋大学法科大学院では、入試の入り口であらかじめ社会人・非法学部出身者あるいは法学既修者についての定員を分けて募集し、それに応じて入学者を選抜する方式をとらないが、透明性と公平性を保つために、合格の目安と試験内容を公表する。また、第1次選抜試験及び第2次選抜試験の配点を事前に公表するとともに、試験問題を事後に公表する。

Ⅶ. 施設の考え方

法務学研究科が有している既設建物及び文系部局共同利用施設である文系総合館を学生の教育用に供し、これを活用する。これら組織には、法科大学院用に用いることができる施設として、講義室6室、共通演習室10室、模擬法廷1室、情報処理室1室、情報演習室1室、実習室2室、模擬円卓法廷1室、

院生研究学習室17室(24㎡×14室、30㎡×1室、90㎡×2室)の施設をそれぞれ有しており、当面、既存の施設で対応が可能である。図書や図書室についても、既設のものを使用する。学生が利用する書籍、雑誌、IT情報検索機器については、本学附属図書館、法学部図書室、あるいは各教員研究室にも相当程度収納、整備されており、大学院学生の学習には全く問題がない。

〈46〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

Ⅷ. 自己点検・自己評価

1. 自己評価の考え方

「自由あるところに責任あり。」学問の自由・教育の自由、それに基づく大学・学部自治は、大学制度の根幹である。それは、長期的な視野に立って、創造的な研究・教育の発展に奉仕するという大学の使命を達成するために認められている。大学がこうした自律性を保ち、外部との間に一定の距離を保つことは重要であるが、その反面で、開かれた自治を実現するためには、社会の各層からの批判に常に謙虚に耳を傾けなければならない。また、大学の構成員の間では、厳しい自己規律と相互批判が行われなければならない。

これは、名古屋大学法学研究科・法学部が、これまでも自己評価の基本的な考え方としてきたところである。そして、それに基づいて自己点検・評価を積極的に行ってきた。法科大学院も、これを受け継ぎ、教員個人の学問の自由や教育の自由を重視し、自律的に教育プログラムを開発・展開していくが、それと同時に、社会的な公器としての使命に鑑み、定期的に自己評価・点検を実施し、アカウンタビリティを高めることに努める。

2. 実施方法と実施体制

名古屋大学法学研究科・法学部は、1993年から自己評価制度を導入し、約3年毎に評価結果を実施、公表してきた。

名古屋大学法科大学院は、法学研究科の1専攻として設置されるので、原則的には従来の評価制度の枠組みの中に組み込まれる。しかし、法科大学院は、独立性を保った教育機関でもあるので、独自の評価制度も設けて実施する。法科大学院自己評価部会を設置し、教育活動に重点

を置いた自己評価と外部評価を3年毎に実施する。この評価を教育活動等に活かすとともに、公表していく。

Ⅷ. 情報提供・公開

1. 基本的な考え方

公器としての法科大学院の社会的使命を果たすために、冊子やホームページを用いて積極的に情報を公開していく。

情報公開の目的は、対象者によって異なる。名古屋大学法科大学院への入学を考えている者に対しては、名古屋大学法科大学院の目的・理念、教育内容、教育体制、入試方法等を示すことにより、法科大学院へのアクセスを容易にし、意欲ある優秀な学生を引きつけることを目的とする。法科大学院の学生に対しては、それに加えて詳細なシラバスや評価方法等に関する詳細な情報を提供し、教育内容や評価等の透明性を高め、そして教育の向上に資することを目的としている。社会に対しては、必要な情報を公開して、国立大学のアカウンタビリティを高めることを目的として情報公開を行う。

2. 法科大学院に関する情報公開

本法科大学院では、現在、法学研究科・法学部で行われている情報公開の経験を活かしながら、更に教育の実を上げるために、次のような情報を公開する。

- (a)法科大学院の教育の理念・特徴
- (b)教員組織、教員紹介、科目担当
- (c)入学試験に関する情報（アドミッション・ポリシー、定員、試験方

〈48〉法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類(平成15年10月10日)

(k) 法、試験に関する Q&A 等)

(d) 授業計画、授業時間割、シラバス

(e) 図書室の整備状況・利用方法、IT による情報検索方法

(f) 自己評価報告書

(g) 新司法試験の受験者数及び合格者数

(h) 成績評価基準・方法

(i) 成績評価結果

(j) 学生による授業評価制度(評価項目、活用方法に関する学務委員会
の検討)

以上のうち、(a)から(h)は一般に公開され、(i)以下は学生に対してのみ
公開される。

X. 管理運営の考え方

1. 法学研究科の管理運営

名古屋大学法科大学院は、大学院法学研究科の1専攻(「実務法曹養成専攻」)として設置される。その結果、大学院法学研究科には、2専攻が設けられることになり、それぞれの管理・運営を行うために専攻会議(総合法政専攻会議、実務法曹養成専攻会議)を置く。管理運営面において、各専攻会議は独立したものとする。

担当事務組織(事務長及び4掛体制)は、法科大学院(実務法曹養成専攻)に設けられる専攻会議のほか各種委員会についても管掌する。

2. 法学研究科教授会の構成員

(1) 教授会の構成員

法学研究科教授会は、現行と同様、今後も助教授以上のすべての教員によって構成される。従って教授又は助教授として採用される法科大学院の実務家教員は、みなし専任教員を含めて教授会の構成員となる。教授会の構成員は、管理運営や人事、あるいは教育に関するすべての事項について、同等の権利と義務を有する。

実務法曹養成専攻会議は、専任教員（みなし専任教員を含む。）によって構成される。

(2) FD 活動・教務運営体制

法科大学院において独自の教務運営を可能にするために、実務法曹養成専攻会議の下に、カリキュラム・時間割の編成、第三者評価への対応、学生評価の実施と対応等、学務に関することを行う学務委員会等を設ける。

3. 実務法曹養成専攻会議の審議事項

実務法曹養成専攻会議は、以下の事項について審議し、法学研究科教授会に提案する。

(a)人事（計画策定、教員採用、昇任等）

(b)学務に関する事項

(c)専攻長の選任

(d)その他実務法曹養成専攻の管理運営に関する重要事項

各専攻会議に固有の事項については、各専攻会議が実質的な検討を行う、教授会はその調整を行う。研究科全体に係る事項については、教授会が決定権を有する。